

令和6年能登半島地震復旧支援融資のご案内

災害復旧費（特別災害）

1. 融資対象

●対象となる法人

○ 学校法人

※ただし、事業団借入金の償還金（利息、延滞金を含む）を滞納している法人、紛争、法令違反などの状態にある法人等は、原則として対象とはなりません。

●対象となる学校

能登半島地震により被災した次の学校

- 私立学校（大学、短期大学、高等専門学校、高等学校、中等教育学校、中学校、小学校、特別支援学校、幼稚園、認定こども園）
- 学校法人または準学校法人が設置する専修学校（職業に必要な技術の教授を目的とするものに限る。）
- 学校法人または準学校法人が設置する各種学校（職業に必要な技術の教授を目的とするものに限る。）

●対象となる事業

激甚災害の指定に基づき国から補助金の交付を受けた災害復旧事業

2. 融資条件

区 分	内 容
融 資 金 利	1～5年目：無利息 6～7年目：0.4％ 8年目以降：0.6％ （令和6年3月現在。金利は毎月変わりますので、最新の金利は事業団ホームページにてご確認ください）
償 還 方 法	25年（うち据置5年以内）以内の元金均等返済
融 資 額	原則として、次の①～③の中で最も低い額が融資額となります。 ①事業査定額：補助金の額と同額以内 ②資産査定額：純資産（貸借対照表の総資産－総負債）の40％ ③担保査定額：担保物件評価額の80％以内
担 保	土地及び建物 （事業団を第一順位とする抵当権の設定が必要です）
連 帯 保 証 人	不要